

副本

副本

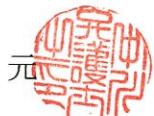
主張書面(3)

令和5年3月27日

大阪府労働委員会会長様

被申立人代理人

弁護士 中川



申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大阪府

上記当事者間の令和4年(不)第43号大阪府事件について、被申立人は下記のとおり主張する。

記



大阪府労働委員会の令和5年3月1日第4回調査期日における被申立人に対する求釈明について、以下のとおり釈明と主張を行う。

1 「申立人の準備書面(4)の『第2 本件申立人適格について』に記載の主張に対する反論があれば、行ってください。」について

(1) 「2. 府労委の認定基準」及び「3. 中労委および裁判所の認定基準」について

団交申入書に記載された組合員に適用される法規について、申立人は、「府労委は従前から、組合員への適用法規は団交申入れ時点によって判断すると

の認定基準を示してきた」とし、「団交申入れ時点において現に適用されている法規であり、将来適用される可能性がある法規ではない」と主張する。

また、中労委や裁判所も、「団交対象者に適用される法規は、団交申入れ時点をもって認定している」とも主張する。具体的には、①本件と同種事件である府労委平成22年（2010年）（不）第29号事件においての平成23年〈2011年〉7月22日付命令（甲第4号証）、②①の中労委再審査事件である中労委平成23年〈2011年〉（不再）第52号事件においての平成24年〈2012年〉10月17日付命令（甲第5号証）、③②の中労委命令取消請求事件である東京地裁平成24年〈2012年〉（行ウ）第876号事件及び平成25年〈2013年〉（行ウ）第16号事件においての同裁判所平成25年〈2013年〉10月21日付判決（甲第6号証）、④③の控訴審判決（甲第7号証）及び最高裁決定（甲第8号証）、また、⑤本件と同種事件である府労委平成25年（2013年）（不）第43号事件においての平成26年〈2014年〉11月25日付命令（甲第17号証）、さらに、⑥本件と同種事件の府労委平成28年〈2016年〉（不）第42号事件においての平成30年（2018年）5月24日付命令（甲第18号証）のいずれをみても、団交対象者に適用される法規は、救済申立て時点ではなく団交申入れ時点を基準として判断されるのであり、かつ、団交申入れ時点において現に適用されている法規であると主張する。

被申立人も、申立人のこの主張について、一般論としてそのとおりと理解している。すなわち、団交対象者に適用される法規は、救済申立て時点ではなく、団交申入れ時点を基準に判断され、その時点で適用されている法規であるというべきであるという点には異議はない。

（2）「4. 本件組合員に適用される法規」について

ア 結論

申立人は、①非常勤看護師組合員3名（甲第1号証の表の11、12、13に記載の者）、②非常勤講師およびNETら会計年度任用職員たる組合員（同表1、4、14、15、16、17に記載の者）、③常勤講師および臨時主事たる組合員（同表2、3、5、6、7、6、9、10に記載の者）のいずれの組合員についても、本件団交申入れ時点において、労組法適用者となると主張し、申立人は本件申立人適格を有すると主張する。

しかし、申立人のかかる主張は失当である。被申立人に対する本件団交申入れについて適用される労働関係法規としては労組法7条の適用はあり得ないのであり、申立人は本件申立人適格を有しないというべきである。

イ 本件看護師組合員3名について

申立人は、本件看護師組合員3名は、i) 2017年（平成29年）に雇止めされて以降、解雇を争ってきた。ii) 本件団交申入れ時点においても、解雇撤回と継続雇用を求めている。iii) 本件看護師組合員3名には一度も地公法は適用されていない等と主張する。

しかし、府労委の平成29年(不)第26号事件についての令和元年6月10日命令（甲第9号証）が、本件看護師組合員3名を労組法適用者であることを認めたのは、申立人が、平成29年3月24日、府教委に対し、本件看護師組合員3名について、同人らの雇用継続等を要求事項とする団体交渉申入書を送付し団交を申し入れた当時（令和元年6月10日付命令書4頁）、同組合員らが地公法3条3項3号が適用される特別職非常勤講師（職員）だったからである。

また、本件看護師組合員3名は、特別非常勤講師（職員）としての権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟を提訴したが、その訴訟は平成29年4月1日以降の任用期間1年間の再任用の確認を求め、が主張するところの雇止めを争っていたにすぎない。本件看護師組合員3名は、平成30年4月1日以降の再任用を争っていないのである（乙第10号証乃至乙第12号証）。

さらに、申立人は、前述の平成29年度任用にかかる令和元年6月10日付命令を不服として中労委に再審査請求をしたが、平成30年度任用にかかる大阪府労委平成30年(不)第52号事件、令和元年度任用にかかる大阪府労委令和元年(不)第23号事件ともども、中労委で和解が成立し、「労使交渉については、今後とも関係する法律に基づき適切に対応することになったのである(甲第10号証1・2)。

この点、本件看護師組合員3名は、平成30年4月1日以降も再任用されたとしても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下、たんに「改正法」という。)が令和2年4月1日に施行され、それ以降はすべて地公法17条及び22条の2に基づく一般職の地方公務員として任用されるはずのものである。すなわち、本件看護師組合員3名の任用根拠は、改正法により、特別職から一般職に変わり、労組法適用組合員でなくなったのである。そして、本件の団交申入れは、改正法適用後である令和3年(2021年)2月3日である(甲第1号証)。

以上から、本件看護師組合員3名については、そもそも府教委による「雇用継続」はあり得ないし、仮に、再任用が繰り返されるものであるとしても、被申立人は、労組法7条の適用上の使用者ではなく地公法上の使用者としかなりえないものであり、申立人が主張するごとく労組法7条の適用はありえないものである。

ウ 非常勤講師・NETら会計年度任用職員たる組合員について

申立人は、本件団交申入書の表に記載された会計年度任用職員はすべてパート会計年度任用職員であり、勤務時間外において私学等民間企業で兼業をするなどにあっては、地公法第58条は適用されず労組法適用となる。そして本件団交申入れ時点において、本件パート会計年度任用職員は勤務時間外あるいは勤務校を離れ他職に従事していたのであるから地公法第58条は適用されず、労組法適用者であったとし、本件団交申入れ時点において、本件パー

ト会計年度任用職員は労組法適用者であったと主張する。そして、本件パート会計年度任用職員に係る団交が拒否されたことについて、申立人は救済申立人適格を有すると主張する。

しかし、かかる申立人の主張は失当である。

被申立人と本件パート会計年度任用職員の間の労働関係を規律する法は、申立人が主張する勤務時間外も含め、会計年度任用職員を根拠づける地公法第22条の2により適用される地公法である。もちろん、本件パート会計年度任用職員は、勤務時間外に他の自治体または企業等で勤務しているかもしれない。そして、その任用者または雇用者との関係は、それぞれ任用者または雇用者との関係を根拠づける法律により適用される労働関係法規である。つまり、適用される労働関係法規は、任用者または雇用者によって異なるのである。

申立人の主張に従えば、当該労働者がどちらにも勤務していない時間帯に団交申入れを行えば、どの労働法規が適用されるのか明らかでなくなる。そもそも、労働組合や労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合に、当該使用者を被申立人として救済申立てを行うものであり、当該使用者との関係で適用される労働関係法規によって規律されるものである。

申立人の主張は、明らかに法の適用を誤っている。

エ 臨時の任用職員たる組合員について

申立人は、かかる組合員らは常勤講師および臨時主事であり、地公法第22条の3所定の臨時の任用職員であって、常時勤務を要するのであり、基本的に兼業が禁止されているが、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事する兼業において適用される法規は、地公法第58条は適用されず、労組法適用となると主張する。

そもそも、かかる組合員らが実際に任命権者（被申立人）から兼業の許可を受けて営利企業等に従事しているかは明らかでない。かりにそのような事実があったとしても、前記ウ（非常勤講師・NETら会計年度任用職員たる組合員）

について述べたように、被申立人との関係で適用されるのは労組法第7条ではなく地公法である。

申立人のこの点の主張も明らかに法の適用を誤っているというべきである。

2 「2 その他、補充すべき主張があれば、行うとともに、主張を証する書面があれば、書証として提出してください。」について

とくに、補充すべき主張や追加提出すべき書証はないが、申立人が提出を求める「勤務実績確認簿」について、以下のとおり追記する。

申立人の準備書面（4）の「第3 適用法規を認定する手段」について

申立人は、非常勤講師・NETら会計年度任用職員たる組合員について、すべてパート会計年度任用職員であり、勤務時間外において私学等民間企業で兼業をするなどにあっては、地公法第58条は適用されず労組法適用となる。本件団交申入れ時点において、本件パート会計年度任用職員は労組法適用者であったことを検証するために、被申立人に「勤務実績確認簿」の提出を求める。

しかし、前述したように、申立人が、被申立人の勤務時間外に、被申立人に対し本件団交申入れをしたからといって、地公法の適用外になり労組法第7条が適用となるものではないから、「勤務実績確認簿」を府労委に証拠提出する必要性が認められない。

よって、被申立人において、会計年度任用職員たる組合員について各人毎の「勤務実績確認簿」を提出する用意はない。

以上